裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年1月18日(月)午後2時30分から午後4時33分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 大 善 文 男 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

裁判官 林 寛子(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

検察官 名 倉 俊 一 (東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)

検察官 橋 本 ひろみ (東京地方検察庁立川支部公判部検事)

検察官 松 永 拓 也 (東京地方検察庁立川支部公判部検事)

弁護士 古 橋 将(東京弁護士会所属)

弁護士 髙 橋 郁 子 (第二東京弁護士会所属)

弁護士 芝 﨑 勇 介(東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、ただいまから裁判員経験者の意見交換会を開催いたします。裁判員経験者の皆様方、本日は大変お忙しい中、また悪天候の中、御参加いただきまして、どうもありがとうございます。司会進行を務めます東京地方裁判所立川支部刑事3部A合議体の裁判長の大善と申します。どうぞよろしくお願いします。

裁判員制度が平成21年5月から始まりまして、今年5月で丸7年になります。裁判員制度は比較的順調に運営されていると言われておりますが、それも裁判員、補充裁判員を担当された方の熱意、そして裁判員経験者を含む国民の皆様方の御理解、御協力の賜物だと思っております。裁判員制度に携わる法曹三者は、よりよい裁判員裁判の実現に向けて、運用について日々いろいろ工夫しているところです。裁判員裁判におけるよりよい裁判の実現に

向けて、裁判員裁判を実際に経験した経験者の皆様方の御意見、御感想というのが非常に重要な貴重な参考資料となります。本日は本当に貴重な機会だと思っておりますので、率直な御意見、できましたら辛口の御意見をお聞かせ願えればと思います。

本日の進行としては、お手元に「話題事項」を配らせていただいていますが、「裁判員裁判の審理の分かりやすさについて」ということを主なテーマにしております。その関係で、1としてまず皆様方お一人ずつに裁判員裁判を経験してみての感想、やる前とやった後でいろいろ変化があったかとか、その辺りについてお聞きしたいと思います。そして、2として「審理について」ということで、審理はいろいろありました。検察官、弁護人が、証拠によって証明しようとする事実を述べる冒頭陳述、そして証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問、最後に、検察官、弁護人の意見もありました。この辺りについて皆様方の率直な御意見等をお聞かせ願えればと思います。3として「評議について」ということで、今度は評議について感想がどうだったかという辺りについて皆様方の御意見、御感想を伺いたいと思います。そして最後に、法曹三者に望むこととかその辺りについての御意見を伺っていきたいと思います。

それでは最初に1として,裁判員裁判を経験してみての御意見,御感想ということで皆様方お一人お一人からお話を伺っていきたいと思います。全般的な感想でもいいし、やる前とやった後でどんな変化があったかという辺りについても伺えればと思います。

私のほうで担当した事件の内容だけ少し御紹介させていただきますと,1 番の方が担当された事件というのは,平成26年11月に裁判が行われた事件で,被告人が8回にわたって一人暮らしの女性宅に侵入して女性に対して強姦し,あるいは強姦しようとして一部の被害者にけがをさせた8件の事案で,住居侵入・強姦致傷が3件,住居侵入・強姦が2件,住居侵入・強姦未 遂が3件という事件だったと思います。事実関係には争いはなくて、争点は 主として量刑だったと伺っておりますが、よろしいでしょうか。それでは1 番の方よろしくお願いします。

1番

私が裁判員に選ばれたときは、非常にうれしいと言ったら変ですけれど、 誇らしく思いました。社会の少し役に立てるのかなと思い, 会社のほうも, その間,協力的にやっていただいて、参加するに当たっては特に大きな支障 はありませんでした。ただ、裁判が進むにつれて、非常に被告人への憤りと、 あと被害者へのすごくかわいそうというか同情心が、非常に強くなってきま して、家に帰ってもそのことばかり考えている日々がありました。実際に裁 判が終わってみて、その後いろいろと振り返って考えてみますと、参加して よかったなと思っています。なぜかと申しますと、我々の身近に感じる行政 の部分ではなくて、司法って一番やっぱり身近に感じないところで、その司 法の部分に少し触れることができたのが、我々もふだん全く見えない部分が 見えたなと、勉強になった気がしました。その後、自分なりに何が大きく変 わったかといいますと、未だにニュースを見ますと、毎日凄惨な事件だとか そういった報道がされていまして、裁判員裁判が終わるまではそんなに気に しなかったんですけれど、裁判が終わった後になってみますと、加害者もそ うですし被害者もそうですし,またその家族の方々もどれだけすごく人生を 狂わされたのかなという見方を自分なりにするようになって。もちろん犯罪 を犯しちゃいけないし、そういうことは絶対許しちゃいけないなと、何かそ ういう変な正義感が強くなったという気がしました。

司会者

ありがとうございます。それでは今度は2番の方にお伺いしたいと思いますが。2番の方が担当された事件は、被害者は被告人の妻の元夫で、その被告人の妻の元夫が妻と会っているということで、被告人が被害者に対して殺

意を持ってその頸部を両手で絞めるなどして頸部圧迫により急性窒息により 死亡させたという殺人事件で、争点としては責任能力、そして殺意が争われ たというふうに伺っております。では、感想等をよろしくお願いします。

2番

私も裁判員に選ばれたときには、ぜひ経験をしてみたいと思っていたので、 経験できるということで、とてもうれしかったと言うと変な言い方ですけれ ども、そういう意味ではとてもいい経験だったと思います。仕事でちょっと 民事事件の担当として関わることもあって、民事事件というのは非常に期日 が長くて、長いことかかる部分があったんですけれども、刑事事件がこんな に集中して審理をするものだというのを、裁判員を経験するということで初 めて知ることができたので、認識を新たにすることができたかなと思います。 事件としては、被告人のほうが最後まで否認をして、そのときに精神的に疾 患があったというような辺りが争点になったりとか、刑期がどれぐらいなん だろうかということで審理をしたんですけれども、裁判官のほうからも殺意 ということの認定の仕方というんですかね、一般に人を殺してしまったんだ からそれは殺意があるのかなというふうに思うんですけれども、殺意という のはどういうものを示しているのかというようなところを細かく説明をして いただいたので、参加した裁判員が同じ認識を持って判断することができた んじゃないかなと、その辺はやはり経験をしてみないと分からないことだと いうので、よかったなと思いました。経験をして前と後とという点では、判 決があったしばらくの間は結構新聞を見て、また裁判員裁判が始まったんだ なというのを、また同じように法廷で裁判員の方がいろいろな経験をされて いるんだなというふうに見ていましたけれども、既に1年が経ってしまって、 そういう意味では、日常の中にそういういろんな事件が繰り返されていると いうふうに、そして通り過ぎていってしまっているように思います。

司会者

それでは続いて3番の方の事件は平成26年12月に裁判が行われた事件で、現住建造物等放火の事件です。被告人が4件の事件を起こしていまして、共犯者2名、その2名のうちの1名は指示した人で、被告人ともう1名と二人で行ったということで、1件目が建造物損壊、2件目が建造物侵入・建造物損壊、3件目が建造物損壊、4件目が建造物侵入・現住建造物等放火ということで、放火についてはガソリンをまいて点火して建物の天井などを焼損し、2件目と3件目の事件も、建造物損壊になっていますが、実際はガソリンをまいて点火して建造物を損壊したという事件です。現住建造物等放火について、被告人に建物内に人がいたということの認識があったかどうかというその建物に人がいたことの認識の有無が争われたとお聞きしています。では、3番の方よろしくお願いします。

3番

私もお二人と同じように裁判員に選ばれまして非常にいろんな経験をさせていただきまして、非常にありがたく思っております。裁判員に決まってから裁判までの間に余り勉強しなかったんですけれど、実はこの裁判が終わりましてから図書館で裁判員裁判のいろいろ勉強をさせていただきまして、裁判員裁判に出席させていただけたことは非常に感謝しております。ただ、この事件共犯者と、指示者というか黒幕よりも先に実はこの裁判がありましたので、実際に後の二人の判決がどうなっているのかがずっと気になっていて、裁判に出席すればいいのですけれど、いつやるかとか調べるのがちょっと横着したので、実際にその辺りが頭の中にまだ依然として、共犯者と比べて情状の辺りも多少違うんじゃないかという気もしますし、指示した者が実際一番悪いのかどうかという問題が未だにまだはっきりしてないので、その辺りがこの裁判の裁判員になった私としてはちょっと気になってることです。

それともう一つ。実は私,裁判の当時は78歳で,つい最近80歳になりましたので,いろいろ最近になって考えてみますと,裁判官の方が65歳で

定年ということなのに、それより素人が、プロの方よりも年とった者がやっていいのかどうかということを実は最近ちょっと反省しておりました。ただ、考え方によっては、一般国民の意見を聞くというので、それを下げるというのはなかなか議論があるので問題があるとは思いますけれど、70歳というのが、お断りするのに一番最初に書いてあるので、よく考えてみますと、これは断われということかなというふうに、げすの勘繰りでちょっと感じもしているので、よかったのかなと思いますが、ただ、私個人としてはこれは非常によかったと思っております。

司会者

ちなみに、70歳以上だと辞退はできますが、積極的にやっていただける という方はぜひやっていただきたいなと思います。私が担当した裁判員事件 で88歳の方もいらっしゃいました。ぜひ70歳以上の方も、辞退はもちろ んできるんですけれども、積極的にやろうという方はぜひやっていただけれ ばと思います。

それでは続いて4番の方が担当された事件は殺人事件で、被告人が元妻で現在も同棲中の被害者に対して包丁で背中あるいは胸等をそれぞれ1回ずつ突き刺して、各部刺突による胸腔内内臓器の損傷により出血性ショックにより死亡させたという事件で、争点は量刑とお聞きしていますが、ただ被告人は精神的に不安定で、抗うつ剤の服用の影響とかその辺りについても精神科医の方の証人調べをした事件だったようにお聞きしてます。では、感想等をお願いします。

4番

私の場合は、今話された3名様とは違って、来年1年間あなたがなるかも しれませんと通知が来た時点で、私みたいな本当に一主婦がいいの、本当に どうしよう、何で私、主人とか娘のほうが全然しっかりしてるのに、どうし ようというのが一番で、とりあえず入ってた冊子を隅から隅までとにかく全 部読みまして,でも、ここからまたすごく時間が経過して自分に当たること はないんだというので安心していたところに、来てくださいという通知が来 て、抽選があり、見事に当たってしまって、それから本当にどうしようと、 また友達にも、どうしよう、内容は言えないけれど当たっちゃったんだけど と言ったら、周りに誰もやっぱり経験者がいなくて、本当にあるんだねと言 われて、でも裁判が始まるまで1週間期間があったので、また冊子を読み直 して、とにかく与えられた使命、一国民としてとりあえずできることは頑張 ってみよう、自分一人で決めるわけじゃないしというので、気持ちがやっと 落ち着きまして、何とか裁判に臨むことができたんです。実際参加してみま して、裁判官3名がとても優しい方で、質問していることとちょっと的を外 れたような回答をされてる方がいたときも, うんうんとすごく親身になって 聞いて、そういうことを聞きたいんじゃないよということは絶対言わずに、 嫌な思いというのを一度もしなかったんですね、私的には。それで、こんな ふうに裁判ってやっていくんだという流れも, すごくドラマとは違う部分も 見えたりして, 自分ではすごくよかったなと, 終わってみてよかったなとい うのがありまして,それでその後,友達とか同僚とかにも,本当に来る前は すごい不安だったけれど、終わってみるととっても有意義だったよ、だから 絶対来たらやってねって、すごくみんなに宣伝をしているんですね。自分と 違う意見が聞けるというのはやっぱりなかなか、職場でもありますけれど、 本当にそうやって親身になって聞くってなかなかない大事な機会だったなと 思いまして, 今回参加させていただいたのも, それを友達や同僚以外にも, こういうメディアを使って自分の意見を、よかったよと、もっと皆さん来た ら積極的に参加してねということを伝えたくて、今日はここに参りました。

司会者

続いて5番の方には私たち3部A合議体の裁判員をやっていただいて,一緒に評議もしておりますが,平成27年6月に裁判があった事件で,共犯者

3名と共謀して民家に侵入して家人2名を縛りつけて現金約262万円を奪ったという住居侵入・強盗、そしてもう一件が、共犯者3名のうちの2名と共謀の上、民家に侵入して金品強奪のため家人二人に暴行・脅迫を加えて2名にけがを負わせたという住居侵入・強盗致傷の事件で、被告人はいずれも犯行を実行した人ということでしたね。争点は量刑ということでした。感想をお願いします。

5番

最初に手紙が送られてきたとき、これは断われないんだよとうちの子供たちに言われて、でもおじいちゃんおばあちゃんが病院へ入ってるから断われるんじゃないかなと思って、でもやっぱり経験のためにちょっと興味もありました。でも殺人に当たったらどうしようかなという感じで、でも意外とそれじゃなかったので。それと、あと裁判官の方たちが私なんかに教えてくださったので一応どうにかできました。

司会者

では、続きまして6番の方ですが、6番の方も3部A合議体で一緒に裁判を担当していただきました。6番の方は5番の方の共犯者の事件を担当していただきまして、平成27年10月に終わった事件です。6番の方の事件は3件ありまして、1番目が共犯者3名と共謀して民家に侵入して真珠ネックレス等を窃取した事件、2番目が同じ共犯者3名と共謀して民家に侵入して家人2名を縛りつけて現金約262万円等を強奪した住居侵入・強盗、そして3番目として、うち共犯者2名と共謀して民家に侵入して金品強奪のため家人二人に暴行・脅迫を加えて2名にけがを負わせたという住居侵入・強盗致傷ということで、争点は量刑ですが、被告人の共犯者間の役割とか立場とかその辺りが問題になった事件でしたね。それでは6番の方、感想をお願いします。

6番

5番の方の事件と同じ事件の多分共犯者だったと思いますが、検察側の求 刑が10年で、弁護人が8年だったんですね。ですから、被告人も罪を認め ているという状況ですので、比較的話が簡単なのかなと思っていました。そ れと、個人的なことですが、自分は防犯協会であるとか保護司とかをやって いまして、刑務所へ行ったり裁判を傍聴したりというケースが何回かあった んですが、実際に決める側に立つのはもちろん初めてだったので、そういう 意味では、終わってから守秘義務が多少取れたときに、こんなことをやりま したという話をしたら、皆からすごくうらやましがられまして、いい経験し たねという話をされました。今回感じたことは、裁判官ってすごく遠い存在 というか、司法の中で頑張っていらっしゃる方なので、ちょっと我々と違う かなと思ったのですが、話してみるとすごく身近に感じられたかなと思いま した。ただ、最初に、始まる前に普段の生活を聞いたら、3年に一回の転勤 があると、休みは家族で山登りだとかで、なかなか地域とのつながりが少な いのではないかなという感じがしました。正直、自分なんかは新年会が今年 22回ぐらいありまして、昨日、おととい、その前で三日間で新年会が6回 あったぐらいで、しょっちゅう飲みに行っていて、多分そういうべろべろに なるようなことはないのではないかと思います。どっちが正しい生活か分か らないんですが、そういう意味では、どっちが世間一般の常識があるのかと いうのはまた別問題だと思いますので、そういう意味でいい経験をさせてい ただきました。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。皆様方にいろいろ裁判員裁判を経験しての御感想をお話ししていただきました。皆さん大体、非常に有意義な経験をしたというふうなお話をしていただいたなと思っております。これからは実際に具体的な審理の内容について、審理の分かりやすさという点について入っていきたいと思いますが、よかったところはよかったと言っていただいて

結構なんですけれど、ぜひ辛口の意見等をいろいろお聞かせ願えればという ふうに思います。

それでは、まず皆さん、公判の審理の内容を思い出してください。最初に 冒頭陳述、検察官、弁護人の順番で証拠によって証明しようとする事実を述べます。それから証拠調べ、書証の取調べ、証人尋問、被告人質問。最後にまとめとして検察官、弁護人の意見。大まかに言うとそんな進行だったと思います。そのうち、いわゆる証拠調べについての分かりやすさという点、ここが一番、法曹三者がいろいろ工夫し、試行錯誤してるところです。全般的に審理が分かりやすかったかどうか、分かりにくかったのはどういうところが分かりにくいかについて、お話ししていただきたいと思います。では、今度は逆に6番の方からいかがでしょうか。

6番

公判審理はすごく分かりやすかったと思います。素人にも分かるような資料とか説明をされたと思いますが、すごく裁判員を意識してお話をされていたような気がします。ドラマでやるような裁判の状況と違って、かなり平易な言葉に言い直して、資料もすごく分かりやすく、カラー刷りみたいなのだったりしてすごく分かりやすかったですが、メモをしていたのを結局持って帰れないので、自分としては今日の話を整理しようと思っても全然資料がないので、最後にもう一回洗い直すときにはちょっと自分で整理ができなかったのですが、いただいた資料はすごく分かりやすかったと思います。

司会者

順番に、5番の方お願いします。

5番

今の方と同じです。分かりやすくしてくださったので。

司会者

それでは4番の方お願いします。

4番

検察官のほうのレジュメが結構箇条書きに書いてあったので、一日ずっと メモしていたという状況で、言ったことを一言一句逃さずメモしたいという 気持ちがあったので、すごく紙を二、三枚その日だけで書いたぐらいメモし たんですね。次の日に弁護人のお話のときは、もう書いてあることを読んで るだけのような感じだったので、メモがなくて、ただそれを目で追ってくだ けだったので楽だったと言えば楽だったんですけれど、書いたほうが自分の 印象にすごく残ったんです。検察官の方のほうが、ここでこういうことを言 った、こうでこうでというのが、手でも書いたのですごく印象に残っ ていて、弁護人のほうは本当に目で追いやすかったんですけれど、そういえ ばあれはどこに書いてあったかなと見直したりとか、何かその辺が、どっち もどっちなんですよね。だから書いてやるのも印象に残ってよかったし、弁 護人のそのまま読んでいくような感じのレジュメも、何かそのときはすごく メモして、次の言葉を逃したというのがなかったりして、それもよかったし、 どっちがいいかというとちょっと悩むところですが、何か全然書き方が違う んだなという印象だけは覚えています。

司会者

4番の方の事件を見ると、論告は多分A3、1枚で項目が挙げられていて、 そこに結構口頭で述べたことを加えていくとかですね。弁論はというと、文 書式で13ページぐらいありますかね。

4番

はい。

司会者

これが配られたわけですか。

4番

そうです。

司会者

それで目で追っていけたと。

4番

はい。

司会者

どちらが分かりやすいですか。

4番

そうですね。自分で書いたのもすごく印象に残って、話したときに、そう そう、あのときにこういうことを言ったなと思い出しやすかったんですけれ ど、弁護人の方は、こういうことを言いましたよねと、また探すのがページ が多いというのもあって、どこだっけと言ってる間に、別の話題になってし まったりとかあったので、どっちがどっちというのはちょっと、どっちも、 という感じです。

司会者

一覧しやすいということはありますかね。評議とかで、ぱっと見て。評議とかで議論するときに検察官のほうは一覧しやすいということはありませんか。そういうところはないですか。

4番

そうですね。

司会者

そういう面はありますか。

4番

ええ。

司会者

また詳しくいろいろ後でお聞きしたいと思いますが。

4番

カラーペンがあったので、それで印を付けながら、ちょっとは頑張ってはみたんですけれど。

司会者

分かりました。弁護人のほうですね、カラーペンを付けられたのは。

4番

はい。

司会者

分かりました。それでは続いて3番の方に証拠調べ全般の分かりやすさに ついて御意見等をお伺いしたいと思います。

3番

裁判員の席に画面があったので、非常によく分かったというか、素人の裁判員を頭に入れてから分かりやすくされたんだと思うんですけれど、割合よく分かりました。

司会者

分かりやすかったですか。

3番

はい。

司会者

よろしいですか。2番の方お願いします。

2番

冒頭陳述のメモという点では、検察とそれから弁護側とそれぞれ工夫をされていて、先ほども話がありましたけれども、カラーで色塗りをして、争点を分かりやすく記載をされていたと思います。裁判員裁判の担当が終わった後に、感想をと聞かれたときにもやはり同じように答えたんですけれども、随分検察も弁護側もここの点にかなり力を入れてるというか、時間をとって工夫されているんだなと思いました。今ここで改めて見直したときとはちょ

っと違って,そのときの記憶では検察側のほうが分かりやすかったかなと, 当時はそういうふうに感じました。

司会者

分かりました。1番の方お願いします。

1番

私も全く同じで、資料のほうは分かりやすく書かれていて、何でこうだったか、こうだったからこうだと、非常に分かりやすかったです。使ってる言葉も、やっぱり裁判と聞くと非常に法律用語が出てくるのかなという不安もちょっとあったんですけれど、特に難しい言葉もなく非常に分かりやすい表現で書かれていたと思います。

司会者

皆さん全般に非常に分かりやすかったという御意見を伺ったと思います。では、さらにちょっと分けて皆さんの御意見等をお聞きしていきたいと思います。最初に証拠調べが始まる前に、検察官と弁護人が、これからどういうことを証拠調べしていくかというプレゼンをやったと思います。皆さんの資料の中にも冒頭陳述メモというのがあると思いますが、それもちょっと見ていただき、当時のことをよく思い出していただきたいと思いますが、この冒頭陳述というのは、争点が何かということを明示して、これから行う証拠調べのアウトラインを示す、証拠調べの道しるべを示すものだと言われています。したがって、この冒頭陳述を聞いたことで、その後の証拠調べを聞いていく上で非常に役立ったかどうかとか、そういう点で分かりやすかったかどうかとか。あるいは、ここはあくまでも主張であって、その後からが実際の証拠の中身なんですが、冒頭陳述が詳しいためにその後の証拠と混乱してしまったとか、果たしてそれは冒頭陳述だったのか、あるいは実際の証拠書類だったのかと混乱したとか、いろいろあると思うんです。一つの例として挙げたんですが、その辺りについてどうだったかというところで、これはどな

たでも結構です。冒頭陳述がどうだったか、さらに具体的にお聞かせ願えないでしょうか。2番の方いかがでしたか。さっき検察官のほうが少し分かりやすかったという話もあったと思いますが。

2番

そうですね。これから争点として証拠調べをしなければいけないことを重点的に何か説明をしていただいた記憶がありますので、どういうことに注意して事件を見ていくのか、証拠を確認をしていけばいいのかという説明については、検察の冒頭陳述のほうが分かりやすかったと当時は思ったと記憶をしています。ただ、私の事件については責任能力が争われていたので、量刑についての考え方については、弁護側のほうが既にその点を踏まえた冒頭陳述をしていたと思いますので、そういう意味では、これから証拠をどういうふうに注意をして確認をしていけばいいのかなという点については、両方合わせて参考になったと思います。

司会者

2番の方のやられた事件は、非常に冒頭陳述それぞれがよくまとまっている感じですかね。

2番

はい。

司会者

これも皆さんにお聞きしますが、最初に聞く内容としては非常に事件に立ち入ってかなり複雑で、ちょっと最初に聞く内容としてはよく分かりづらかったと、いっぱい情報があってとか、そんな印象を持った方はいらっしゃいませんか。1番の方どうぞ。

1番

私の場合、複数の事件があって、その証拠の話になると、どれがどれだか さっぱり、最後は混乱しちゃっていたというのが実はありました。八つの事 件を順番にやっていったんですけれど、何かもう三日四日たつと全部が混乱 してきたというのはちょっと経験しました。

司会者

それはやっぱり事件としては八つあって, どれも結構似てるといえば似て ますよね。

1番

はい。

司会者

最初に冒頭陳述で、いわゆる証拠調べの道しるべとして聞いてるつもりだったけれど、ちょっと混乱したということですね。

1番

はい。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。4番の方お願いします。

4番

私の事件はちょっと被告人が結構二転三転したんですよ,証言が。なので, どれが正しいのかがだんだん分からなくなってくる事件だったんですね。先 ほども事件の内容のときにちょっと錠剤を飲んでという話も,最初は10粒, 15粒というのが,だんだん50粒になってみたり,いや,30粒だったと 言ってみたり,どれが本当なのか分からなくなったところに,証人尋問の精 神科の先生が,ちょっとこの人は嘘つきですという発言もあったりして。だ から,事実だけを見ていきましょうと,本当に何回刺したとか,どこを刺し たとか,そういう事実を重視して,その被告人の意見をどこまでが本当かち ょっと本当に分からなくなったときがありました。

司会者

そこは被告人の話とかその辺りですかね。

4番

はい。

司会者

その辺りもまたもう一度詳しくお聞きしたいと思います。では、ここで出席していただいている検察官と弁護士の方に、まず冒頭陳述で何か質問していただきたいと思います。検察官からいきましょうか。

名倉検察官

東京地方検察庁立川支部副部長の名倉と申します。先ほど8事件もあって 混乱されたとおっしゃいました1番の方に御質問させていただきたいと思い ます。多数の事件について裁判員の方が混乱しないような冒頭陳述,こんな ことを工夫してもらえばもう少し混乱を防げたなというところがありました ら,教えていただければと思います。

1番

難しいですね。どの事件も似たりよったりだったので、工夫といってもちょっと思いつかないです。ちょっと今は思いつかないです。

司会者

6番の方も三つ事件があって似ている事件だったのですが、いかがですか。 6番

第1事件,第2事件,第3事件というふうにしておりましたが,時系列できちっと分けていただけると分かりやすいのかなと思いますが,事件の重大性云々で判断されると,どれが何だったというふうに分からなくなってしまうようなケースだったので,いつ発生したという順番でやっていただくと分かりやすいのかもしれないと思いました。

司会者

よろしいですか。

名倉検察官

はい, ありがとうございます。

司会者

弁護士の方はいかがですか。

古橋弁護士

東京弁護士会の弁護士の古橋です。私は弁護士で、弁護人というのは必ず 検察官が冒頭陳述をやった後にやるんですね。一番気になるのは、検察官と は違う視点を提示できたかとか、できるだろうかとか、同じことを繰り返し ても意味がないものですから、そういった視点なんかを研修なんかでは常々 注意して、どういう視点で違いが与えられるだろうかとか考えながらやって いるんですけれども、皆さんの御経験の中で、例えば検察官と何を言ってる か正直違うか分からなかったとか、逆に、こういう言い方をしてくれたので 言いたいことと違うところがよく分かったとか、そういった点がもしありま したら教えていただければと思います。

司会者

弁護人の冒頭陳述を聞いて、弁護人はこういうところを強く立証したいんだと、そういうことがよく伝わったかどうかですね。伝わったと感じる方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

1番

それは分かりました。

司会者

1番の方の弁護人はかなりやっぱり、こういうことが言いたいんだという のがよく出ていましたね。

1番

はい。結構力強く発言されていたので,何となく違いは見えました。

司会者

ほかの方はいかがですか。4番の方どうぞ。

4番

私の事件の場合、検察官が凶器とか刺し方とかその辺を結構重点的に説明されたんですけれども、弁護士の方はその被告人の生い立ちをすごく話されたんです。小さいときからのことを。だから、こういう事件を起こしてしまった背景にはこういうことがあるという説明に、争点というか情状酌量してほしい部分がそこなのかなというのはすごく感じて聞いていました。

古橋弁護士

今のに関連して少し伺いたいんですけれども、生い立ちを語るというのはちょこちょこ我々の業界でも見かけることなんですが、もちろん病気だったりすれば直接に関わってくることだとは思うんですけれども、生い立ちというのは人によって、つまり同じような不幸な経験があったって犯罪に及ぶ人と及ばない人はいるのであって、押し過ぎると逆に、だから何なんだというような反発を買うんじゃないかなということも考えながら、生い立ちをどの程度語るかというのを考えるんですけれども、その辺りはいかがだったでしょうか。そんなことを聞かされてもそれでいいとは思えないでしょうというようなことがあれば。

司会者

4番の方お願いします。

4番

確かに両方ありました。

司会者

よろしいですか。

古橋弁護士

ありがとうございます。

司会者

時間の関係もありますので、公判審理の中では一番時間をとっている証拠

書類の取調べ、証人尋問、被告人質問、いろいろあると思いますが、その辺りについて特にこういう点で分かりづらかったとか、その辺りをもしよろしかったらお話ししていただきたいと思います。5番の方は共犯者も出てきましたよね。共犯者は6番の方の被告人ですが、証人とか被告人の話を聞いて、よく分かりましたか。

5番

そうですね。分かりやすかったです。

司会者

分かりやすかったですか。

5番

はい。

司会者

1番の方どうぞ。

1番

私ども裁判員の質問をする機会が結構思ったよりも多かったなというふうに思いました。その辺、質問する前に評議室でいろいろとどういう質問するんだみたいな話でやってましたけれど、我々裁判員の質問、聞きたいことを結構汲み上げてくれて、それで質問をさせてもらったというのが非常によかったというか、ありがたかったなと思います。

司会者

2番の方お願いします。

2番

事件が起きた後に被告人から検察か警察署で調書をとっているかと思うんですけれども、その朗読があったのですが、ここは後で争点に絡んでくるかなというところを、自分でそのメモを一生懸命とっていたんですけれども、できればああいうものは配布をしていただいて後で見れるといいと思いまし

た。たしか画面で映して朗読をするだけで、そのものが、評議のときにここのところで何と言っていたかちょっと確認をしたいんですけれど教えてくださいと言ったら、裁判官のほうが教えてはくれましたけれども、自分の整理をする中で、メモをとることに何かちょっと気が行ってしまって、全体を見失うおそれがあったような気がするので、そういうものを配布してもらえるということはないのかなと思ったんですけれど。

司会者

検察官の証拠書類で、内容はかなり詳しかったんですかね。

2番

そうですね。

司会者

それでなかなか、十分整理しづらかったというところですかね。何かありますか。

名倉検察官

難しい問題なんですが、昔、裁判員裁判が始まろうとしていたときに、今おっしゃられたような書面を配布すべきかどうかという議論がなされていたと私は記憶しております。ただ、裁判員裁判というものが法廷で見て聞いて分かるというものを目指す以上、皆さんのために調書とか報告書といういわゆる書面の証拠を配布するということは適当ではないのではないかと、配布しなくても分かるような立証を検察官はしなければいけないのではないのかという議論で落ち着いて多分今まで来ていると思います。それで、もし調書の朗読だけではなかなかお分かりいただけなかったということであれば、検察官はこれからもうちょっと工夫しなければいけないなと思うところです。逆に言うと、ちょっとこちらのほうから御質問させていただいてよろしいでしょうか。

司会者

どうぞ。

名倉検察官

後で書面が欲しいというのは、やっぱり調書が長かったというか、何か内容が複雑だったとかいうところなんでしょうか。それとも、何となく調書の内容を全て覚え切れないから評議のときにもう一度見返してみたいなというような御希望だったのか。今後のために教えていただければと思います。

司会者

2番の方お願いします。

2番

そうですね。先ほどもちょっとお話ししたように、メモをとることに気が集中してしまっていて、そのときの例えば被告人の様子を見ることができなかったりというのもあります。説明そのものは長かったようには感じませんけれども、実際にそのときにどう被告人が陳述をしたのかというそのニュアンスも含めて正確に知っておきたかったというのが私の感じたことです。そういう意味では、プリントでそのものを配布していただいたほうが、何となくこんなニュアンスだと言っていたというのと、実際に調書にとられている内容というのは異なると思うので、そういう点でちょっと意見というか発言をしました。

司会者

基本的に言われるところはよく分かるんです。ただ、この辺りはかなり議論しているところで、裁判所もそうだし、検察官も弁護士も議論しているんですけれど、皆様方にやはり法廷で実際見て聞いて心証をとっていただくと。ただし、それで全部頭に入るかというと、そこはメモをとっていただいて、そこで十分押さえ切れないものというのは当然、評議のときに記録がありますので確認していただくと、そういう発想で、法廷ではできるだけ見て聞いて、できるだけ心証をとっていただくと。それが多分、どれが重要かという

のが必ずしもよく分からないというのだったら、そこは冒頭陳述できちっと どこがポイントだというところを皆さんに説明して、それで、ここは大事だ なというところを重点的に聞いていただくと。そういうふうな形で、冒頭陳 述の工夫というところにも行くかもしれませんが、そこは何か、ほかの方で も結構ですが、何か証拠書類を聞いていて、どこがポイントかよく分からな い、全部やっぱりメモをとらないといけないとか、そんな感じはありません でしたか。

2番

そういう点では、裁判員というのは初めてなったわけですので、冒頭陳述も初めてそこで体験するわけで、争点はこういうところですよという説明はもちろんそのときは理解もしていると思うんですけれども、実際に証拠調べになってしまうと、もうその冒頭陳述で争点となったことは残ってはいますけれども、じゃあどこを重点的に聞いていなければいけないのかというところは、初めての経験ということであるとちょっと難しかったかなと。今思い返してみれば、例えば次経験をするとしたら、それは経験を踏まえてでもできると思いますけれど、初めてやる方にはやっぱりそこは難しいかなと思います。

司会者

そういう声をよく聞きます。審理がだんだん進んでいって、こんなに一生 懸命とったのにあれはあんまり大事じゃなかったんだなとか、後で裁判員の 方がよく言われることがあるんですが、その辺りですね。その辺りやっぱり 工夫していかないといけないところだなと思ってます。3番の方、何かあり ませんか。

3番

今のメモの件なんですけれど、私ももう年なので忘れやすいので、しばら く経った後に家でまとめて、どういうことがあったか思い出してちょっとメ モを作って自分でやってたんですけれど。ところが、やっぱり肝心なところがなかなか分からないとか、人の名前を忘れるとか、いろいろそういうところがあるので、最後に回収をされるということをよく理解してなかったものですから、後で復習したいと思ってたんですけれど、やっぱり最初の辺りの話が、何日もやってるうちにだんだん焦点が動いたりしてきてしまうので、最初からそういうつもりでおったらちょっと違ったんじゃないかという気がするんですけれど。

司会者

ほかの方は何かありませんか。よろしいですか。証人尋問とか被告人質問で結構いろいろあったと思いますが、どこがポイントかなというところが必ずしも十分分からなかったとかいう経験はありませんか。果たしてどこがポイントかなというところが聞いて分かったか、そうじゃないか。ポイントの割に時間が長いとか、いろんな周辺の事情まで聞いているとか、そんな印象ではなかったですか。あるいはポイントを突いた尋問だったかとか。どんなところでも結構ですが、いかがでしょうか。6番の方。

6番

自分が担当したのは暴力団員で刑務所と暴力団員仲間というか、被告人とか母親とか出てくるのがみんな裁判に慣れてるんですよね。ですから母親も最初の宣誓するときも、おもむろに眼鏡を出してこうやってやるとか、ふんぞり返って証言してた人もいましたし、こっちはどんなことを言うのかなと思って一生懸命聞いてるのに、ふんぞり返って、そんなようでしたとか、何かかなり投げやりな返答をしたりというケースもあったりして、いかに検察官とか弁護人がそこから引き出すかというのにかかってくると思うんですけれど、何か最初から嘘っぽいなというふうに印象が出ちゃうんですよね。心証として。話してる内容が。ですから、質問以上にべらべらしゃべる証人もいたし、何言っても、分かんない、覚えてないと言う証人もいたし、その辺

が難しいんだなと思いました。

司会者

こうしたらいいんじゃないかとか何かありますか。

6番

そうですね。自分でもちょっとどういうふうにしていいか分からないですね。

司会者

尋問が何か長いんじゃないかとかいう感じはありませんか。そうでもないですか。大体争点のポイントを中心に聞かれてたなという感じですか。結構長い被告人質問もあったと思いますが、その辺りは何か感想はないですか。分かりやすさという点でどうだったか。4番の方さっきちょっと言われましたが、もう一度お願いしていいですか。

4番

私の事件の場合は、本当に弁護士の方がその被告人の生い立ちをとにかく延々と説明する時間が結構長かったんですよね。途中、裁判長の方が、そこは要らないでしょうと止める場面が二、三回ありまして、そういうのは、そうなんだみたいな感じで、どうなんだろうみたいな。先ほど言ったように被告人も証言が二転三転するので、本当に信用していいのか悪いのか、こういう場合どうなんだろうみたいなのは評議の中で裁判官の方たちにちょっと聞きながら評議はしましたけれども。

司会者

例えば、証人尋問あるいは被告人質問を聞いた段階では、果たしてそこが どこまで必要かとか、その辺りが必ずしも十分はっきりしてなかったという 感じがありますかね。なぜそんなに生い立ちを詳しく聞くのかとかですね。

4番

最初に検察官の方の話を聞いたときは本当に極悪非道と思ってしまったん

ですけれど、二日目に弁護士の話の生い立ちを聞くと同情する部分も確かに あるなという気持ちにはちょっとなったりはしました。ただ、何か本当に言 いたいのがそこだけという感じで、でも実際やったんだからという気持ちが 裁判員の仲間の中にはちょっとあった部分があって、そんなにそこを攻めて こないでという部分は感じました。

司会者

この辺りについて弁護士の方は何か質問がありますか。証人尋問,被告人質問に関してですが。

古橋弁護士

何人か専門家証人の方、精神科医の方が4番ではいらっしゃって、2番の方もいらっしゃるんですかね。ちょっと4番の方の精神科医はなかなかハードな言いぶりというか、嘘つきというような言葉も出ているようですけれども。まず精神科医とか専門家というのは裁判とはまた別の専門的知見を有している方々なので、我々弁護士や恐らく検察官の方々も物事を聞くのになかなか苦労したりするんですけれども。聞いていて、まずどんな方式で聞いたか。最初にある程度長めにしゃべったのか、ほかの証人と同じように一問一答だったのか、その際の分かりやすさなどを教えていただければと思います。

司会者

じゃ、2番の方と4番の方ですかね。では、2番の方はいかがですか。

2番

精神科の先生については、事前にどんなことを先生に意見依頼をしたかというのがまとめられていて、そのとおりに先生がお話しされていて、スクリーンにも文字で出てましたので、そういう意味では分かりやすかったです。ただ、医学的知見に基づいたお医者さんの意見ですので、もうそれはそのまま受け入れるということしかないのかなというふうには感じました。

司会者

いわゆるプレゼンみたいな形でパワーポイントに出して話をされて、その 後尋問があったという、そういうことですか。

2番

はい。

司会者

あと、2番の方の事件は解剖医の方も証言されましたね。

2番

はい。

司会者

いかがでしたか。

2番

当時のスケジュールを見て,私の記憶の中ではその専門医の先生が非常に 記憶があって,あとほかの方のがちょっと今余りないので。

司会者

分かりました。結構です。では、続いて4番の方いかがですか。精神科医。 4番の方の事件は、お二人聞いたんですかね。

4番

はい, そうです。

司会者

いかがですか。印象とか。

4番

その日の午前中が検察官のほうの精神科の先生だったんですね。その先生が本当に、こういう何とかテストでこういう結果が出て、だからこういう状態ですという話を、すごく分かりやすかったんですね。午後になって弁護人の方のほうの証人尋問としての精神科の先生の話なんですけれども、その先生も、事件があってから公判が始まるまでに約1年あったんですけれど、そ

の間に何度も会って話をして、本当に変わるんです。本当嘘つきって、弁護 しているのか、弁護してないのかよく分からないような証言になってしまっ て、だからその辺が混乱した部分ですよね。

司会者

お二人ともプレゼンといって、いわゆるパワーポイントで説明はしてたんですかね。

4番

そうですね。午前中の先生は本当に分かりやすく,こういうテストでこういう結果が出たのでこういう精神状態でまともですみたいな話をされて,午後の先生は,前会ったときはこうで,その次会ったときは殺意がなかった,その後会ったときは殺意がちょっと感じられるような発言をしたみたいなようなことを言っていて,何かもう本当に精神科の先生も話を聞いていて,この人は二転三転するから,証人尋問もそんなに信用はできませんみたいなことを言われたので、そういうこともあるんだという印象ですね。

司会者

精神科医を二人聞くことによって、何か混乱したとかそういうことはない んですかね。話の内容にもよりますが、二人聞いたことによる影響というの は何かありませんか。

4番

そうですね。テストをした時期がやっぱり随分ずれていたんですよ。午前 の先生と午後の先生で。その間に何かどうなんでしょうね、同じようなテス トを受けてるような感じだったので、前にこの質問を受けてこう答えたから 今度違うことを答えているみたいな印象はちょっとあったと記憶しています。

司会者

検察官,何かありますか。この証人尋問,被告人質問等に関して質問は。 名倉検察官 今のことに関連するのですが、実は検察庁でも専門家証人を複数呼ぶことの是非というのを検討したことがありまして、裁判員裁判が始まった頃は、同じ事柄について別々の観点からの専門家の証人に出てもらうというのは、ただ単に審理を混乱させるだけではないのかという懸念を持っておりまして、同じ事柄について複数の専門家の方に証言に立っていただくということは好ましくないんじゃないのかと考えていた時期があったんですが、最近は、むしろ検察官、弁護人からそれぞれ異なる専門家証人が出ることによって理解がかえって深まるのではないかと。裁判員の方が混乱するというのは、ちょっと裁判員の方に失礼じゃないのか、むしろ理解が深まってそれなりに深い内容の判決結果が出るのではないかと。だから最近ではそちらのほうに結構傾いてきております。今ちょっとおっしゃられたところなんですが、4番の方、率直に当時のことを思い出していただいて、やっぱり専門家証人は一人がよかったなと思われるのか、正直なところどちらなのでしょうか。

司会者

いかがでしょうか。

4番

先ほども言いましたように、やっぱり時期が違ったというのと、同じようなテストを受けてるので、こっちで答えたのとこっちで答えたのが違うようなことがあったと感じたんですね。だから、同じことをして結果が違ってきちゃうということで、裁判員の中ではどうなんだろうねというのはちょっとありましたけれども。一人だと本当に最初のときの結果だけで、ああ、まともなんだと思って終わったか、午後の部の先生の話もあって、嘘つきだという、内容が二転三転する、前のと違うというので、またこちらの印象も全然変わってきちゃう部分があったので、一概に被告人の性格とか、その先生の結果の出し方によっても随分左右されるので、一概に一人がいいか二人がい

いかというのはちょっと分からないです。

名倉検察官

ありがとうございました。

司会者

弁護士の方から何か質問,証人尋問,被告人質問に関してさらに何かあり ませんか。

古橋弁護士

いらっしゃるかどうか分からないんですけれども、弁護人ないし検察官が相手の尋問に対して異議を述べた場合などについて、何をやってるのか分からないとか、止まってどうだったとか、感想があれば教えていただければなというふうに思います。

司会者

異議ですか。異議のときに何をやってるか分からないとか、そういう質問ですかね。どなたからでも結構ですがありませんか。

6番

もっと本当言うと丁々発止があるのかなと思いましたが、逆に言ったら、 あんまりないので、すっすっと行ってて。異議があっても、裁判官がちょっ と聞き方を変えてと言ったら、じゃあ次の質問に替わりますというぐらいで、 言い直さないでそのまますっと行っちゃったんで、ああ、こんなもんなのか なという感じがしました。

司会者

もっと異議を出してもよかったんじゃないかという、そういうことですかね。ほかの方はいかがですか。

古橋弁護士

別の質問でもいいですか。

司会者

どうぞ。

古橋弁護士

今ぱっと見た感じは、被告人質問しかない事件もあれば、被告人質問が最後の事件がほとんどだと思うんですけれども、事件を一番知ってるのは被告人だということがありまして、嘘をついてるかどうかはともかくとして、被告人の話を先に聞きたいとか、そういう順番について何か御意見がもしあればお教えいただければなというふうに思います。

司会者

これは意見があればということでよろしいですかね。被告人の話を最初に聞きたかったというふうな方。実際、被告人質問しかない事件もありますが、いかがでしょうか。証人尋問と被告人質問との関係ですが。多くの方の事件はやはり証人尋問から始まって被告人質問と、そういう順番ですかね。最初に被告人の話を聞いてたら証人尋問のポイントもよく分かったんじゃないかとか、そんなふうな方はいらっしゃいませんか。特によろしいですか。ほかはありませんかね。

今度は私のほうから質問しますが、質問の仕方とか言い回しとかスピードとか、何か質問者や質問の方法について、ここはこうしたらどうかとか、そういうのはないですかね。一つの例が早口だとかですね。そういうことでも結構ですし、どんなことでも結構ですが、何か印象ないですか。証人尋問、被告人質問で。どなたからでも。特に何もよろしかったですか。

これはさっきもちょっと聞いたんですが、やはり証人尋問でも被告人質問でも結構なんですが、この事件のポイントからすると、ちょっとやっぱり長いんじゃないかとか、関連しないところまでいろいろ踏み込み過ぎてるんじゃないかとか、そんなふうな感想というのはなかったですか。あるいは事案を解明するのにちょうどぐらいだったか。あるいはもうちょっと短くコンパクトにできたんじゃないかとか。その辺りはないですか。1番の方いかがで

すか。

1番

記憶がないです。

司会者

6番の方、何かありますか。

6番

そうですね。今回弁護側のほうのいわゆる情状酌量の部分のあれが少なかったんですね。ちょっと、もう少しこうしてほしいという部分が弱かったかなという気がするんですが。そういう材料がなかったのかなというふうに判断しましたけれども。印象として。

司会者

なるほど。特にその辺は長過ぎるとかそういうことはなかったですかね。

6番

そうですね。

司会者

5番の方,何かありませんか。証人尋問について,いかがでしょうか。分かりやすかったですかね。

5番

はい。

司会者

よかったですか。2番の方、何かありませんか。

2番

被告人質問のときには、参加した裁判員からもかなり質問が出てましたので、時間としては、皆さんがよく事件そのものを被告人からも聞いて理解ができたという意味ではちょうどよかったんじゃないかというふうに感じました。

司会者

3番の方いかがでしょうか。

3番

被告人については裁判員の方全員がいろいろ質問したんですけれど、証人に対しては、これは共犯者なんで、なかなかちょっとよく分かりにくい。後でもうちょっと聞きたいなということが、家帰って後で気がついたりしたんですけれど。ちょっと余り意見がないですね。

司会者

なかなかいい視点だと思います。時々裁判員の方から聞かれるんですけれ ど、後でこの点聞いとけばよかったというのが出てくるというのは聞くんで すね。でも、その聞きたい人の証人尋問は終わってるとか、もう既に論告・ 弁論が始まってるとかですね、そのような形で聞けなかったということが 時々あるんです。その辺り何かこうしたらいいというのはないですか。そう いう御経験はあるかと思いますが。2番の方。

2番

そういう意味では、先ほど被告人質問が最初にあったほうがいいかという 質問があったかと思うんですけれども、最初に被告人から質問して、後で関 係者からとか証人の人証があって、最後に被告人質問がもう一回あっても、 そういう意味ではいいのかなというのが何となく率直な感想です。

司会者

その関係で最近の取り組みとして、犯罪事実が争われている、殺意があるとか責任能力とかが争われている事件とそうでない事件とあるかもしれませんが、いわゆる犯罪事実の関係を最初にやって、その後、証人尋問とかをやって、最後にもう一回締めくくりで被告人質問をやると。そういう方法というのが最近よくとられているのですが、それについてはいかがでしょうか。どんな印象ですか。そういう方がよりいいんじゃないかという感じですか。

それでは、証人尋問や被告人質問に関して、検察官、弁護士のほうでさら に何かありましたら質問していただきます。

古橋弁護士

今のにも少し関連するんですけれども、質問は基本的に一問があって一答というスタイルだと思うんですけれども、質問しているときに、例えば現場の図面がないと分かりにくかったとか、こういうものを示してくれて尋問してくれたほうがもっと分かりよかったとか、今何を聞いてるんだろうというのがそういったもので解消されることもあったりしますし、図で示したりするんですけれども、尋問を聞いていてちょっと今それがないから分からないというような、例えば現場図面がないから分からないとか、その状況が写真がないから分からないとか、そういうようなことがもしあったら教えていただければなと思います。

司会者

いかがでしょうか。これは多くの事例では結構検察官も弁護人も示して、 書画カメラとかで画面に映し出してやりますかね。だから、この辺はちょっ と写真とか図面とか示してやってほしかったとか、そういう場合というのは なかったでしょうか。皆さん大体そこはよかったという感じですか。4番の 方、いかがですか。

4番

事件現場の写真を先に見せていただいたので、大体あそこら辺でこういう ことをして、あそこに引きずっていってというのは何となく想像はできたの で、図面は別になくても、そんなに欲しかったなという印象は今はないです ね。

司会者

最初に図面を示して、後の証人尋問のときにはなくても大体イメージがつ かめたという、そういうところですかね。

4番

そうですね。最初に写真で、その現場の部屋の写真があって、そこに、ここにこういうメモ書きがあった、ここにこういう感じで死体があったとか、ここにこういう事件に関するちょっとした証拠物件がありましたというのが書いてあったので、それを先に見てたので、全然図面がなくても、その写真のイメージから部屋の乱れ具合というのも想像というか、もう写真を見てるので全然大丈夫でした。

司会者

ほかの方はいかがでしたか。よろしいですか。

では、続いていわゆる最後のまとめとして、証拠調べの結果に基づいて検察官の論告、弁護人の弁論が分かりやすかったかどうかとか、検察官、弁護人の言いたいことがよく分かったかどうか。あと、特に改善するところがあったらこういうふうにしたらどうかとか。さらにお聞きしたいのは、その論告・弁論を評議で十分活用できたかどうかですね。この辺りについてちょっと御意見を伺いたいなというふうに思います。かなり詳細なものもあるようにも思いますし、あるいは文書式のもありますけれど、その辺りも踏まえてどうだったかということを率直な御意見をお聞きしたいと思います。1番の方からお願いできますか。

1番

こちらの論告のメモも難しくなくて。

司会者

難しくなかったと。

1番

ええ。分かりやすいということで、物語じゃないですけれど、そういう感 じで読み込めたなと覚えています。

司会者

弁論はいかがですか。

1番

弁論についても、そんなに別に問題なかったと。問題というか、分かりに くいだとか理解しがたいとか、そういうことはなかったです。

司会者

弁護人の弁論はかなり詳しいですよね。言いたいことが伝わってきました か。

1番

そうですね。双方言いたいことはそれぞれ分かりました。

司会者

評議では十分活用できましたか。

1番

もちろんそれは活用させてもらいましたし、あと自分たちのとったメモもあわせてやっているんですけれど、なかなかこれとそぐわないというか、自分たちがメモをとった状況と、こちらの状況が、あれっ、こうだったっけなと、結構それはありました。それは恐らく、先ほども話しましたけれど、複数の事件があったので、それがちょっと混乱しちゃっているというのもありまして。先ほどの質問なんですけれど、多分一個一個簡潔に終わらせていければ、まだはっきり見えたのかなという気がします。最初に全体像が話されて、一個一個事件を審理していって、最後に全体でどうなのという、そういう形だった記憶があるので、そうなってくると、あのときどうだったかな、この事件はどうだったっけ、何かその辺が結構混乱していたというのがあったんですけれども、この論告を見ながら、これが判断材料になっていったというのが私の中ではありました。

司会者

1番の方の事件は、なかなかやっぱり八つ事件があるので、そこはやっぱ

り大変なところだったかもしれませんね。論告は結構, 犯罪行為自体に関する事情というのはまとめて主張はしていますよね。

1番

そうですね。まとめてですね。

司会者

2番の方はどんな感じでしたか。この辺りは検察官も弁護人も非常に関心 のあるところだと思いますが。

2番

検察側のはたしかA3,1枚にコンパクトにまとめてあって、争点が明らかになって非常に分かりやすかったと思います。たしか順番としては、その上で弁護側の最終弁論ということだったと思いますので、争点となることについて、弁護側がどういう主張をしているかという点をパワーポイントで示されて、量刑についてまでどういうふうに検討すべきなんだという主張がきちんと伝わってきましたので、分かりやすかったというふうには思いました。ただ、事件そのものが、私の感想としてはちょっと弁護側に何かかわいそうかなというか、弁護側がどう弁論していったらいいのかなという辺りで苦労してるなというのが何となく感じられた事件でした。

司会者

弁護人がやっぱり弁論しづらいという、そういう意味ですか。

2番

そうですね。妄想で事件を起こしてしまったということなので、そこについても、妄想があったということを立証するというのは非常に苦労してるなというのは感じられました。

司会者

なるほど、分かりました。論告・弁論自体は評議には十分活用できたということで、特に問題はなかったですか。

2番

はい。

司会者

3番の方お願いできますか。論告・弁論ですね。

3番

私の事件は非常に簡単というか、人がビルに住んでいるかもしれないという認識を有しているか否かという、ただそれだけで、実際にやったやらないじゃなくて、そういう人がおるかもしれないという認識の有無ということなので、検察官側の言われているところも分かりますし、それから弁護人側のほうも、いろいろ情状の点を十分言っておられたので、それもあと情状酌量の点が主だったと思いますので、論点が非常に簡単なのです。

司会者

分かりました。弁護人の弁論は、これは何ページですかね。9ページぐらいある。これを弁論で配られたわけですかね。

3番

配られたかちょっと忘れたんですけれど、言われてるのは頭に入ってますから。

司会者

それは評議で十分活用できましたか。

3番

ええ。実際自首しているし、あといろいろ弁償しているとか、刑を軽くしてくれという被害者側の話も出てるとか、そういう点を強く言われたんで、強く頭に残ってます。

司会者

弁護人が弁論で言いたいことはよく分かったということですね。

3番

はい。

司会者

順番にお聞きしていきます。4番の方いかがですか。

4番

検察の方のは簡潔に書いてあって、見やすくて、評議するにもすごく分かりやすかったです。

司会者

弁護人の弁論も文章だけですね。

4番

そうなんです。これもちょっと、当日ずっとこれを読んでいったという感じで。被告人はやったことは認めてるので、弁護人はいかに情状酌量を訴えるかというところが多かったので、本当にこの人は大変な人生を送ってきたというのを言いたいのがすごく分かるなという感じで。あと、こちらが素人ということで、前科がないということまでちょっと踏み込んで話をされて、最後にはたしか刑務所に入ったらこういうことをして、更生のあれがあるからみたいなことを言って、そこは裁判長の方がそこは本件に関係ないですよね、削除しますみたいな話がちょっとあったような記憶があるんですよね。なので、弁護人の苦労は13ページもあってすごく感じましたけれど、見やすいのは検察官のほうがすごく見やすいと思いました。

司会者

評議での活用の仕方だと、やっぱり見やすいほうがやりやすいというところがあるんですかね。

4番

はい。

司会者

5番の方はいかがでしょうか。5番の方の事件も、結構弁護人の方、かな

り文章をずっと読んでいったとは思いますが、いかがでしたか。

5番

そうですね。

司会者

私は直接担当しているのでちょっと言いづらいんですけれど, 文章をかなり読んでいって, 分かりづらいことはなかったですか。

5番

そうですね。共犯者がいて、何かあれですよね。共犯同士であれして、やったような感じで。ちょっとお互いになすってるような感じで。

司会者

そういう面があったかもしれませんが。いわゆる共犯同士でなすってるような印象を受けて、事実の認定が難しかったというところですかね。

5番

はい。

司会者

そんな印象がありましたか。

5番

はい。

司会者

ただ、論告・弁論自体はどうですか。そこは特に伝わってきましたか。

5番

はい。

司会者

6番の方、お願いします。

6番

論告・弁論もよくまとまっていたと思います。それで、最終的に争点も含

めてよく整理されてるなと思ったんです。ただ、論告・弁論の最後の求刑の一番最後が空欄だったんですね。説明をしながら、ずっとうんうんと納得してきて、それで最後に10年と。えっ、10年なんだと。それまで12年付近が相当となっていながら、ひょいっと10年になっていたから、あれっ、そうなんだというので、そこがちょっとよく分からなかったのと、最初にちょっと言いました弁護人弁論のほうでは、最後の情状酌量の部分がもう少し聞きたかったなというのが若干あって、その辺が少し弱かったかなというのがあって、どっちもちょっといまいち、求刑に対してもう少し突っ込んだ話があってもいいかなという気がしました。

司会者

6番の方の御意見の最後のところですね。最後の刑が何年だという。検察官は10年で、弁護人は懲役8年と言ったんですかね。検察官は10年で。 その最後のところをもう少し、なぜこうなんだというところを聞きたかったということですね。

6番

そうですね。

司会者

なるほど。なかなか難しいことかもしれません。その辺りと、それから質問等も踏まえてちょっと検察官と弁護士から聞きたいと思います。検察官から、質問でも結構ですが、何かありますか。論告のほうですね。

名倉検察官

今6番の方がおっしゃいました懲役何年という求刑なんですが、これは検察官も感覚で決めてるわけではございません。当然のことながら、過去の同種事例とかそういうものを調べた上で決めております。ただ、その決めるに当たりまして、検察官がどのようにこの数値をはじき出したのかということをそのままお伝えすることは多分難しいと思います。ところが、最初に検察

官が述べる場合も多いんですが、日本の法律というのは何年から何年までという有期の懲役にする場合の幅が非常に広くなっているんですね。これを、この幅の中で一体何年にするのがというのが、これは数量化というか数値化と言っていいと思うんですが、これを裁判員の方にどう説明するのか今検察庁は非常に苦慮しているところです。ですので、今も試行錯誤を続けておりますので、今後皆さんの後継者の方にはより分かりやすい、今のような御質問がなく、もっとスムーズに分かっていただけるような方法を工夫していきたいと思っております。

松永検察官

立川支部の検事の松永と申します。どの事件も大変苦慮しておりまして。また、同じような事件と言いつつも、いろんな事情が加わってきているというのは、6番の方はよく御理解いただけると思います。例えば前に刑務所に入ってる。例えば前の裁判で本来一緒に処理できるような事件が後から見つかって、今新しく事件になっているとかですね。このいろんな事情があると、同じような事件、罪名でも、いろんな要素を考慮しなきゃいけないというところがやはりありまして、今名倉が申したとおり、試行錯誤というか四苦八苦というか。ただ、きちんとお伝えしなくてはいけないというのは、我々のテーマですので、さらに今後とも試行錯誤していきたいと思っています。

司会者

弁護士の方も、弁護士の中でも科刑意見というのは言う場合と言わない場合があると思いますし、その根拠がもうちょっと聞きたかったという意見もありますが、その辺り何かあったら。

古橋弁護士

裁判員裁判が始まる前というのは、裁判官に対して弁護人はお願いをしていたんです。こんな情状があります、どうか寛大な処置をお願いしますと、こういう言い方をしていたんですけれども、今の弁護士会はやはりそれでは

駄目だと。裁判所は量刑データベースといって、同じような事件であればどの程度の山があってということを公開していますので、それに沿って弁護人の見解、この事件はこういう事件なので、この山を前提にすればこのぐらいです、なのでこれがふさわしいんだと。お願いしますではなく、こういう刑が適切なんですという言い方でするように研修全体では指示をしていますが、検察庁と違って弁護士会というのは必ずしも別に研修を受けなければならないわけでもないし、上下関係というのは特にないので、統一的にはなかなか難しい部分はあるんですけれども、弁護士会としてはそのような方法で大体何年かということは言うようにしている方法が主流だというふうに思います。前提として量刑データベースを使ってというところは、裁判所が推し進めているところに賛同している弁護士も多いんじゃないかなと思います。必ずしも全員ではないと思いますが。そのように弁護人も意見を述べるというふうになっています。

質問なんですけれども、弁論というか公判審理全体を通じて、確かに言いたいことを分かってもらうというのは前提なんですが、それ以上に、言いたいことを分かってもらっただけでも、そうは言いますけれどねと言われたら弁護士としては失敗なので、何を目標にするかといえば、我々の意見とか説明に共感をしていただくことが目標になるのが弁護士の活動、検察官もその部分については同じだと思うんですけれど、弁護士の活動ということになります。なので、皆さん言いたいことは分かったんだけれども、ここは共感できなかった、むしろ反発した、理解できなかった、それは違うんじゃないかと思った、そういった点があれば、教えていただきたいなと思います。

司会者

いかがですか。1番の方、何かありますか。

1番

もう一回質問してください。

古橋弁護士

弁護人の言いたいことは分かったんだけれども、とてもじゃないが共感できません、とてもじゃないけれどもそんなことは納得いきません、そういうようなことがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

1番

私の参加させてもらった裁判なんですけれど、あとは量刑を決めるという 裁判だったので、特にその弁護人の方がむちゃくちゃなことを言ってる場面 はもちろんなかったですし、そんなに、それは違うんじゃないかとか、そこ まで言うことないじゃないかという感じは全くなかったです。

司会者

ほかの方はいかがですか。ちょっとここは言い過ぎじゃないかとか、ちょっとここはそこまで言う必要ないんじゃないかとか、そういうことでも結構ですが、何かないですか。4番の方、お願いします。

4番

先ほども言ったと思うんですけれど、生い立ちの話がやたらずっとあったので、最初は同情していたんですが、余りにもずっと言われ続けていると、いや、だから全員犯罪してないよというのは途中からちょっと感じたのと、あと最後の弁論するときなんですけれど、まだ被告人が若い年齢だったので、長く刑務所にいると今度社会に出てきてからが困難になるという話をされて、いやいや、殺人を犯してるでしょうとそのとき聞いていて思いました。

司会者

ほかの方はいかがですか。6番の方。

6番

弁護人の情状酌量の部分で、被告人が更生の意欲を持ちという部分が伝わらなかったんですね。要は、被告人の話が余りなかったので、その意欲云々というのがちょっと伝わらなかったのと、今後の家族の協力も期待できると

いう部分で、その家族の、内妻ですか、お名前がよく分からなかったり、間違えてたり、それからどういうきっかけでと聞いたら、インターネットか何か出会い系みたいな形でという部分があったので、その辺がもう少し説得力が若干なかったかなという気がしたんですけれど。

司会者

これは被告人質問とか証人尋問で十分そこが伝わってこなかったということですかね。

6番

そうですね。

司会者

分かりました。大体よろしいですか。今度は検察官から何か質問があれば。 名倉検察官

今回の事件は全て被害者がある事件ということなので、ちょっと御質問させていただきます。検察官は、被害者がある事件では論告において必ず被害者の処罰感情等について触れるようにしております。その前提として当然、調書なのか証人尋問なのか、あるいは被害者のあるいは御遺族の方の意見陳述なのかという形で、被害者や遺族の方がどのような被告人に対する感情を持っているのかというようなことも法廷で出しております。そこでなんですが、被害者あるいは御遺族の処罰感情というものは、皆様にとってどのような感銘力と言うとちょっと難しくなりますが、共感というようなものを裁判員の方に与えているのでしょうか。その点についてどなたかお答えいただければと思います。

司会者

1番の方お願いします。

1番

いわゆる強姦事件なので女性が被害者と、それも複数だということで、検

察側のほうでその被害者の方々の最後お手紙か何かを読まれていましたし、 非常に裁判中はもう本当に涙が出るくらいかわいそうで、被告人を絶対許せ ないなというふうな強い気持ちになっていました。事件の特性からいってそ うなってしまうのかなというふうに思いますし、やはり事件の凄惨さからし ても、被害者に対する、我々裁判員6名プラス2名いたんですけれど、やっ ぱり全員、ほとんどがかわいそうだという、被害者の心情というのは痛いほ どに胸に迫るものがありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。殺人とかで人が亡くなった事件で御遺族の 方が話をしたとかいうのはありませんか。4番の方。

4番

殺人事件だったんですが、被害者にお子さんはなく、弟さんの甥っ子さん、 姪っ子さんがいるという話で、弟さんのお手紙を読まれたんですけれども、 すごい慕ってた伯母さんだったのにというのが手紙で読まれて、私も本当に かわいそうにという気持ちはあったんです。自分的にはたまたま私も姉を最 近亡くしたばかりで、一緒に住んでなくても、兄弟を亡くすってすごくつら いという話をちょっと泣きながらしてしまいました。でも、今回の場合は、 一緒に住んでいれば、お父さんやお母さんが殺されたとか娘や息子が殺され たというのだったならば、本当に昨日まで元気だった人がいなくなったとい うのはすごく大きいけれども、甥っ子さん、姪っ子さんは一緒に住んでるわ けじゃなくて、年に何回かしか会ってないんだから、そこまでは考えなくて いんじゃないかという感想もありました。

司会者

よろしいですか。ほかに何かありませんか。この点の最後に公判審理全体 につき、この点はちょっとこうしたらどうかという工夫すべき点とか改善す べき点とかがあったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたか らでも結構ですが。特にありませんか。

それでは続いて、時間の関係もありますので評議のところに入っていきたいと思います。評議についてもお一人ずつどうだったか、要は論告・弁論を十分聞いて十分それを把握して自分の意見をしっかり評議の場で言えたかどうか。改善すべき点、評議の進行でも何でも結構ですが、言っていただけたらと思います。6番の方からいかがですか。

6番

評議ということで、十分議論はされたと思うんですね。ちょうど座っていたときに裁判官の目の前だったものですから、すぐ目が合うと、どうですかと言われたので、一番最初に話すケースが多かったんです、ある程度分かってる方がばあっと言うと流されちゃうからというのがあって。ただ裁判官の方はほとんど自分の意見はあんまり言わなかったので、みんなの意見で集約されたかなと思います。

司会者

5番の方いかがでしょうか。評議についてですが。論告・弁論をしっかり 踏まえて自分の意見が言えたかどうかとか、その辺り中心に何かありました ら、どんなことでも結構ですが。

5番

意外と分かりやすく説明してくださったので、よかったです。

司会者

じゃ, 4番の方はいかがでしょうか。評議ですね。

4番

そうですね。裁判官の方が本当に順番に振ってくれて,みんなの意見を本当にすごく吸い上げてくれて,すごく有意義に評議できたと思います。ただ,殺人事件なので,人を殺して,検察官も懲役15年というのを先に言われてたんですけれど,人を殺してもそんなものなんだ。最高でも20年で,それ

以上になると無期懲役,死刑とか,それになるともっとすごい何人も殺してるとか,いろいろこういう条件があるんですよみたいなことを言われて,何人殺してるとか,一人でも殺してるのになという,どうして20年なんだろう,もっと25年とか30年とか。何かもっと50年とかあってもいいんじゃないかとはちょっと思いました。

司会者

殺人ですよね。死刑と無期と。

4番

無期と、その下が20年か30年か。

司会者

5年以上20年以下。殺人だけであればですね。加重する事情があれば3 0年までいきます。

4番

5年以上20年以下でしたよね。だから人を殺しても20年以下で、でも それも前科がないとか何とかいろいろ条件があるとだんだん減ってきて、そ れで模範囚ならもっと早く出てくるんだねというのがちょっと疑問には残り ました。評議自体はすごく話合いはしましたけれど、どこかにそういう気持 ちは残りました。

司会者

人を殺して求刑 1 5 年でしたよね。そのくらいかという印象はちょっとあったということですかね。

4番

ええ。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

量刑についての話でもいいんですか。

司会者

どうぞ。

3番

有罪無罪のことはいろいろその前の裁判で話し合っているので、イエスか ノーかみたいな話なんですけれど、量刑につきましては、素人はなかなかそ の相場といいますか、それが分からないんで、プロジェクターで今までの例 をずっと流していただいたんですけれど、半日かもっと少ないかもしれない 短い時間で、素人がなかなか何年というのが言いにくいので、求刑の値を参 考にしたりとか、それがいいのかどうか分かりませんけれど、検察官のほう も十分考えられてるんでしょうし、資料を見ただけで何年というのが非常に 難しく、実際に素人だと相場も分からないし、ちょっと難しい感じがするんです。

司会者

もう少し時間かけて議論したかったということにつながるんですかね。

3番

時間をかけても素人はなかなか分かりにくいところがあるし、今までの実際の例でどうなっているかというのを見ても、実際には情状の問題とかいろいろそんなものが入ってくると理解しにくいと思うので、アメリカの陪審員制度じゃないですけれど、有罪か無罪かだけであとは裁判官が決めるというのも、それだったら余り裁判員の出番が逆にないかもしれないし、その辺がちょっとよく分からないところなんですけれどね。

司会者

その点は裁判所に御質問みたいなところもあるのでちょっとお話しさせて いただきますと、基本的にはなかなか、事実認定もそうですけれど、なかな か量刑の評議というのは難しい、そこは言われるとおりだと思います。裁判 官だけで判断するのも量刑というのは非常に難しいんです。やはり皆さん全員の方がごらんになったと思いますが、量刑グラフというのがあり、あれを見ていただいて、大体同じような類型の中で、この本件の事案がどの程度重い事件なのかという辺りを考えて、それでグラフを見ていただいて、大体の刑のイメージをつかんでいただくと。そこもやはり裁判官だけじゃなくて、いわゆる裁判員、一般の市民の感覚を反映させるというところが裁判員制度の目的の中にあり、いわゆる素朴な感じで、この事件は同じような類型で重いのか軽いのかという辺りを言っていただければ、それで十分みんなで議論すればいいのかなというふうにちょっと思っているところです。ただ、3番の方の御意見はよく分かります。本当に量刑評議というのは難しいと言われてるんですね。言われるとおりだと思います。では続いて2番の方お願いします。

2番

評議については先ほどもお話ししましたけれど、争点であった殺意という、これのどういうことが殺意なんだということをまず裁判官のほうから説明を受けて、裁判員全員同じ認識を持って、その上で評議をし、検討することができたと思いますので、十分だったように思います。途中で裁判官3人が席を外して裁判員だけでみんなで検討する時間をいただけましたので、ある程度決められた方向に導き出されていくというのではなく、十分に意見を反映されたかなと思います。あと、今ちょっと話題になりましたが、量刑については先ほど4番の方がおっしゃられたように、私も刑がこんなに軽いのかというのが正直なところです。今も裁判員の意見を反映させていくんだというふうにありますけれども、量刑のグラフに沿ってその範囲内で決めていかなければいけないということはやっぱりちょっと縛りに感じたところです。

司会者

分かりました。1番の方お願いします。

1番

私の裁判は量刑を決める裁判だったので、確かに難しい、物差しが何か分からない、先ほど3番の方がおっしゃったとおりだと思います。人が人を裁くというのは、何をもってなのかなというのを非常に自分なりに考えたとしてもやっぱり答えは出ないし、そうはいっても、幾ら悪いことをやったとしても、性善説に基づいて司法というのは成り立ってると思いますので、生まれもっての悪人はいないというので、またそのことも考えると、量刑の判断というのは非常に難しいなと。議論については、裁判員もそうですけれど、裁判官の方も結構御意見はたくさん出ましたし、それぞれみんなが考えてる物差しもやっぱり違ってましたし、その中で一つに絞っていくというのが非常に難しいかなという感じはある意味受けました。

司会者

ありがとうございます。それでは、この辺り、評議に関しまして、検察官、 弁護士から何か質問があったらお願いできますか。

古橋弁護士

評議の中では皆さん御自身の培われた常識をもとに議論なさったと思うんですけれども、評議をやってみて、ちょっと自分の常識とは、先ほど例えばこんなに短いのかというような話もあったと思いますが、まさにそういうところで自分の常識とちょっと違うなというような点、評議の秘密に反しない程度で、印象的だったことがあれば教えていただければなというふうに思います。

司会者

あればということでよろしいですかね。

古橋弁護士

はい。

司会者

いかがでしょうか。1番の方。

1番

裁判で人を裁くというか、人の量刑を決めるということの難しさについて も話しましたけれど、やはりこれだけの悪いことをしてるんだからもっと重 くていいんじゃないのと思ってましたけれど、いろんな判例の物差しを見て いくと、意外や意外という感じを受けました。

司会者

ほかの方はいかがですか。何か自分の常識とちょっと違うとか、何かそう いうところがあったら。よろしいですか。はい、どうぞ。

4番

先ほどと同じになっちゃうかもしれないんですけれど、やっぱり一般市民としては殺人を犯したらもっと20年、30年と刑務所に行っていてほしいんです。被害者からしたらやっぱり人を殺した人がまた普通の生活に出てくるというのは怖いことだと思うんです。自分たちの感情に近づけるんだったら、やっぱり一個一個もっと重い刑にこれからしていかないと一般市民の考えてる量刑と違うんじゃないかなと思うんです。判例ではなく、一般市民の考える量刑に近づけていけたらいいなと思いました。

司会者

なかなか難しい問題ですが、あのグラフも絶対これで考えてくださいということではなくて、一つの参考であって、この事案はその類型の中でこれを超えて判断すべきだということも場合によってあっていいと思うんです。一つの参考であるというところは御理解していただきたいなと。どうぞ、6番の方。

6番

更生可能性があるかないかということもかなり重要になってくると思うんですね。30年とか刑務所に入ってしまうと、もうその人の人生が終わって

しまうような感じがするので、やっぱりそのときは感情でわっとなって罪を 犯しても、反省してきちっと更生できる可能性があるのであれば、そっちの ほうを重視する部分も一応考えていく必要があるかなという気がします。

司会者

なるほど。いろんな面を考えるということですね。ありがとうございました。大分もう時間が迫ってきましたので、そろそろこれで終わりにさせていただきたいと思いますが。

最後に、今日出席していただいた裁判員経験者の方に、法曹三者、裁判官、 検察官、弁護士に望むこと、そしてもう一つが、これから裁判員になられる 方へのメッセージ、この2点をお伺いできますか。それでは、今度6番の方 からお願いできますか。

6番

正直、1回1週間やっただけで、ずっと頭の中がこんなになるような、これを毎日というか毎週というかずっとやっておられる裁判官、弁護士さん、それから検察官、本当に大変だなと思います。しかもそれが、その人の人生を多少左右するケースもあるということで、今回裁判員裁判で初めて死刑の方が執行されたという情報もありましたけれども、そういったことで、これからそういうようなケースに当たった方は本当に大変だなというのもありますので、そういう裁判に関しては裁判員を少し増やすとかいう方法をしないと無理なのかなという気がします。

司会者

分かりました。では、5番の方お願いします。裁判官、検察官、弁護士に望むことと、これから裁判員になる方へのメッセージをお願いできたらと思います。

5番

裁判官とか皆さんが丁寧に説明してくださったので、安心してこの裁判員

ができたと思います。それぐらいですか。

司会者

では、4番の方お願いできますか。

4番

本当にレジュメとかもすごく簡潔に書いてあって、言葉も本当に私たちが分かるような言葉を使ってくださって、裁判官の方も一緒にお弁当を食べて、フレンドリーに接してくださったので、本当に最初のあの緊張は何だったのというぐらいすごく、事件じゃなく知り合いになれたらよかったなというぐらい、皆さんとってもよかったと思います。本当に検察官、弁護士の方もすごく考えてこういう資料も作ってくださってるなというのもすごく感じますし、本当にドラマと違うなみたいな。これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、本当に私みたいな一主婦が裁判員の方6名と裁判官の方と力を合わせて何かやっていけたから、本当に来たら皆さん受けてくださいと伝えたいです。

司会者

はい、ありがとうございます。3番の方お願いできますか。

3番

やっぱり何か多少でも勉強して、期間が余りないんですけれど、決まってから多少でも何か勉強しといたほうがいいんじゃないかという気がいたしました。私の個人的な考えです。

司会者

分かりました。2番の方お願いします。

2番

まず先に2点目のほうのメッセージということですけれども、当たって面倒だとかと思う前に、まず参加をしていただく、その上でやはり断わるべきだったのかなということを考えていただくべきなのかなと思います。そのた

めにも、先ほど極刑の判決を出してというお話がありましたけれども、あと 審理の中で非常に凄惨な場面を見せられたということでPTSDになられた 方とかというのが報道されていましたが、そういったところの選任の手続に ついては、法曹三者の方に、慎重にやっていただく必要があって、公平な裁 判ができるようにしていただく必要があるのかな思いました。

司会者

分かりました。それでは1番の方お願いします。

1番

望むことというのは特にあれなんですけれど、昨今いろんな社会環境が変わってきて、事件も複雑化とか凶悪化になってきたので、これから多分裁判員制度をやっていくに当たって、我々にいろいろ分かりやすく引き続きやっていってほしいなというふうに思います。これから裁判員になられる方へなんですけれど、私も最初言いましたけれど、非常に勉強になりました。人生でなかなかこういう機会というのは、宝くじじゃないですけれど、当たる機会というのは本当にないので、せっかく当たったというのであれば、ぜひとも、そんな難しく私も考えていなかったんですけれど、結構自分に振り返って考えると非常にいい勉強になったというふうに思いますんで、ぜひとも参加してください。

司会者

ちょうど時間も少し過ぎましたが、これで意見交換会を終わらせていただ きたいと思います。

それでは、本日は大変お忙しい中どうも皆さんありがとうございました。 本当にいろいろと貴重な御意見、御感想をいただいたと思います。今日お話 ししていただいたことをこれから法曹三者、裁判員制度の適切な審理のあり 方、運営の検討に当たって参考にさせていただきたいと思います。法曹三者 は今後ともよりよき裁判員裁判の実現を目指して努力していきます。皆様方 も今後ともどうぞ裁判員制度に関して御理解,御協力のほどよろしくお願い いたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上